

岩手県告示第601号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日 令和4年10月10日

(2) 登録番号 43

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 有限会社高常商店

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 昭二

(3) 主たる事務所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第8地割75番地

3 農産物検査を行う農産物の種類 国内産農産物（もみ及び玄米）

4 登録の区分 品位等検査

5 農産物検査を行う区域 岩手県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
高橋 寿治	もみ及び玄米	国内産農産物に限る。